内閣にとっては日中平和友好多 い動きが試みられそうである。 るだけに、秋に向けて再び新し 約交渉が残された外交懸案であ 日米首脳会談もおわり、三木 中国は「凝権」問題にひきつ

づき固執するだろ

保条約」的な性格を帯びること 好条約は、ある意味で「日中安

場合は、残念ながら、交渉を長

な選択に応ずることができない

もしも、中国側が、このよう

も、日本との条約をその先例に も日本の国際的位置からして 権」という言葉の来歴からして

したいからであろう。つまり、 覇権」条項入りの日中平和友

> すべきだと考えている。 で、日中共同声明の精神を生か 合まず、外相談話というかたち 約本文にはもとより、前文にも

> > が死文化した条約を本当に廃棄

約については、もしも中ソ双方

は、第一に、ソ連 うが、それは中国 中平和友好条約 「協議条項」

権」条項入りの日 にとって、「覇

「覇権問題」への提言

合、わが国としては、すでに中 期化すべきであろう。その場

嶺ね 雄和

ではないのである。 半という歳月は決して長いもの ものであるだけに、ここで四年 条約は国家百年の計に立つべき や中ソ対立の将来についての日 除することができるであろう。 大な不可測性も、その頃には排

四月まであと四年半ばかりに迫 満了時といっても、一九七九年 ばならないから、同条約の期限 間満了の一年前に通告しなけれ するつもりなら、どちらかが期 あと四年半のうちには、中国

っているのである。

は、毛・周以後の時代への輪郭

を明らかにするであろう。中国

あれば両統約国が政治と軍事の

条約をアジア全域に張りめぐら 面で協議する)入りの平和友好

やはり、わが国の立場を中国側 は、難しい立場にあるのだが、

る中ソ友好同盟条約の期限満了 国が死文化しているといってい 、ソ印条約のように、一旦緩急

になるのである。

それだけに、わが国として

かろうか。一九五〇年に結ばれ 時まで待って決断すべきではな

るからである。第二には「翳 な構頭堡(ぎょうとうほ)にな そうとしていることへの対抗的

私見では、「覇権」条項は、条 い交渉をつづけねばならない。 にも認識してもらうべく粘り強

た三十年期限のこの軍事同盟多